

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を
改正する法律

(駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正)

第一条 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十年五月十六日」を「平成二十五年五月十六日」に改める。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)

第二条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を
次のように改正する。

附則第二項中「平成二十年六月三十日」を「平成二十五年六月三十日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(防衛省設置法等の一部改正)

第二条 次に掲げる法律の規定中「平成二十年五月十六日」を「平成二十五年五月十六日」に改める。

一 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）附則第二項の表及び第四項

二 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）附則第六項

三 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）附則第二項